



厚生労働省福島労働局発表

平成26年9月29日

担  
当

福島労働局労働基準部賃金室  
賃金室長 近藤正道  
賃金指導官 木戸孝良  
電話024-536-4604

## 福島県最低賃金が10月4日から時間額689円に

福島県最低賃金が10月4日から時間額689円となります。

この最低賃金額は、福島地方最低賃金審議会から現行675円を14円引き上げ689円とする答申を受けて改正されたものです。(8月8日発表済み)

このため、福島労働局(局長 引地 睦夫)では、新しい最低賃金額について、あらゆる機会をとらえて広く周知を進めています。

●福島県最低賃金は、パートやアルバイトも含め福島県で働くすべての方に適用されます。

使用者(事業主)は、今月4日以降、時間額689円以上の賃金を労働者に支払わなければなりません。もし賃金支払額が新しい最低賃金額を下回る場合には、新しい最低賃金額との差額を追加して支払う必要があります。

最低賃金に関するお問い合わせは、  
福島労働局賃金室 (TEL024-536-4604)  
または最寄りの労働基準監督署へ

また、以下のホームページもご参照ください。

- ① 福島労働局 HP <http://fukushima-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>
- ② 厚生労働省 HP <http://www.mhlw.go.jp/>  
最低賃金に関する特設サイト <http://www.saiteichingin.info/>

### <参考>

(別添) 最低賃金リーフレット 「もう、チェックした？」

# もう、チェックした？

福 島 県

最 低 賃 金



6 8 9

時間額

円

平成26年10月4日から！

※産業によって、特定最低賃金が定められているものがあります。

年齢に関係なく、パートや学生アルバイトなどを含め、  
すべての労働者に適用されます。

賃金が最低賃金以上になっているか、確認してみましょう。



必ずチェック最低賃金！使用者も、労働者も。

電話でチェック！

福島労働局労働基準部賃金室  
024-536-4604

ウェブでチェック！

最低賃金制度  検索

スマホでチェック！



最低賃金未満の労働契約は、無効です。

最低賃金に関するお問い合わせは福島労働局または最寄りの労働基準監督署へ





# 最低賃金って・・・？



働くすべての人が対象！



都道府県ごとに決められていて、毎年改定！



最低賃金未満の労働契約は無効！



地域別最低賃金の不払は50万円以下の罰金！



賃金が、最低賃金額以上になっているか確認してみよう！



[ 最低賃金の比較方法 ]

**1** 時間給の場合 ▶  $\text{時間給} \geq \text{最低賃金額 (時間額)}$

**2** 日給の場合 ▶  $\text{日給} \div \text{1日所定労働時間} \geq \text{最低賃金額 (時間額)}$

ただし、日額が定められている特定最低賃金が適用される場合には、  
 $\text{日給} \geq \text{最低賃金額 (日額)}$

注) 日給を所定労働時間数で除した場合に、その金額が地域別最低賃金額を下回る場合には当該地域別最低賃金が適用されます。

**3** 月給の場合 ▶  $\text{月給} \div \text{1か月所定労働時間} \geq \text{最低賃金額 (時間額)}$

**4** 上記1~3の組み合わせの場合 ▶ 例えば基本給が時間給制で各手当(職務手当など)が月給制などの場合は、それぞれ上記の1、3の式により時間額に換算し、それらを合計したものを最低賃金額(時間額)と比較します。

※最低賃金額との比較にあたって、次の賃金は算入しません。

- ① 臨時に支払われる賃金(結婚手当など)
- ② 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)
- ③ 所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金(時間外割増賃金など)
- ④ 所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金(休日割増賃金など)
- ⑤ 午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分(深夜割増賃金など)
- ⑥ 精皆勤手当、通勤手当および家族手当